国家联哈特区寺捉条惊式			券集期间: 平成27年4月28日(火)~6月5日(金)17時まで					
管理 番号 (事務 局記 入欄)	③提案名 (必須)	④事業の実施場 所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦ 「⑤」の事業の実施を不可能又は困 難とさせている規制等の内容 (必須)	8 「⑦」の規制等の 根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)	⑫特記事 項 (任意)
135 熊本県	中山間地域における農業を基軸とした地方創生		となっているが、近年は、高齢化や担い手 不足により、農業はもとより、地域の活力 低下が懸念されている。一方,中山間地域	また、農業経営を通して新規就農者や地域の担い手を雇用・育成し、将来的に担い手が独立する際に、農協の農地を所有	農地法では、農業生産 法人以外の農地取得は 認められていない農協が 農地を取得することがで きない。	農地法第3条 第2項第2号	農地法では、農業生産法人以外の農地取得は認められていないが、農協も農地を取得できるようにする。	国戦特で案
			本県では、企業等の農業参入を平成21年度から本格的に支援しており、これまでも多くの企業が参入し、耕作放棄地の活用や地域の新たな農業の担い手として、更には、地域の新たな雇用の場として、貢献してきた。今後も企業の活力を地域農業に取り込むための企業が農業生産法人を設立しやすくし、地域の活性化につなげる。	企業の農業参入が促進され、新たな担い 手を確保することはもちろんのこと、継続 的な農地利用や民間企業のノウハウを生 かした効率的な経営、販売力の強化によ り雇用と所得の確保が期待できる。	企業が農地を取得して農業経営に参入する場合は、農業生産法人を設立して参入しなければならず、構成員や役員の要件の制限により参入そのものが困難なケースがある。	農地法第2条 第3項、農地 法施行規則 第8条、第9 条	農業生産法人における構成 員要件について、農業関係者 が総議決権の1/2以上、一般企業等(継続的取引に限定しない)は総議決権の1/2未満員要件として、理事等の過半が、農業に常時でいるが、農業に従事するのとされている。 農業の日以上)をきれているが、農業に従事するの日以上)をもる理事はの日以上)をもの日以上)を緩事するのとニューと併せて措置	国戦特で案
			中山間地域においては、人口減少や高齢化により担い手が不足しており、I・Uターンの就業者、農協や企業だけでなく、知識や経験が豊富な高齢者も地域の担い手として期待されている。この様な中、JAや企業などが農業参入して創出された雇用の場の人材として、シルバー人材センターを活用し、高齢者の就業機会を増大させ地域の所得の向上に繋げる。	高齢者の活躍の場の拡大と、中山間地 域において、多様な担い手の確保が推進 される。	の活力へ繋げることが重 要であるが、シルバー人	高年齢者の 雇用の安定 等に関する法 律第41、42		国戦特で案

管理 番号 (事務 局記 入欄)	③提案名 (必須) ④事業の実施場 所 (任意)	易 ⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困 難とさせている規制等の内容 (必須)	8 「⑦」の規制等の 根拠法令等 (必須)	③ 「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提 案する新たな措置の内容 (必須)	望 ⑪特記事 項 (任意)
		少子化に伴う児童生徒数の減少等により、 特に中山間地域等においては、廃校となる 小・中学校の施設が多く発生している。こ のような廃校は、貴重な地域資源であり、 地域の実情に応じて活用することが望まれ ている。 中山間地域においては、農林水産業は基 幹産業であり、この廃校を地域の農林水産 物を利用した加工施設等に活用し6次産業 化を推進することで、地域の農業者等の所 得の向上や仕事場の創出を図る。	廃校を地域の農林水産物を利用した加工施設等に活用し6次産業化を推進することで、地域の農業者等の所得の向上や仕事場の創出にも繋がることが期待される。	廃校を活用する場合の財産処分の手続きについては、有償で貸付や譲渡等を行う場合は大臣への承認申請となっており、速やかな事業の実施繋がっていない。	日 の公立学校 施設整備費 補助金等に	国庫補助事業完了後10年以上経過した小学校等の廃校を、農林水産業の振興などの公益性の高い用途に利用する場合は、有償での貸付や譲渡等の財産処分の手続きを大臣への承認申請から報告事項にする。	国家
		JAや企業の農業参入により生産された農産物や加工品をその地域に立地している 農家レストランや直売所などで販売し所得 の向上や雇用の場の創出を図る。			地域の整備 に関する法律 第3条第4号 〇農業振興 地域の整備 に関する法施	地域内で生産される農畜産物 又はそれを原材料として製 造・以下校したものの提供を 行う農家レストランについて、 農業用施設として、農業者が これを農用地区域内に設置す ることを可能とする。	国家 戦略 特区 で提
		VIPJ上で作用の物の間目で図る。	農協所有の直売所を「道の駅」の登録することで、県内外の消費者に対するPR効果により集客効果高まることから、生産振興と6次産業化による地域活性化が図られる。	「道の駅」登録・案内要綱において、「道の駅」の設置者は、市町村又は市町村に代わり得る公的な団体とされており、農協が対象となっていない。	(1) (1) 🔨	「道の駅」登録・案内要綱において、「道の駅」の設置者は、市町村又は市町村に代わり得る公的な団体とされているが、市町村に代わり得る公的な団体として農協を対象に追加する。	国戦特で案